

概要

休業補償給付の支給に関する処分について、支払われるべき賃金が一部算入されていないとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○製作所に勤務していた平成○年○月○日、機械を外に移動するときに、機械が傾き、リフトと機械に左手を挟まれ左Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ指切断の負傷をした。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の負傷は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を○円として、これらを支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

本件事業場が証明した休業証明書の金額につき、支給額より低く証明されたため、監督署長の行った支給決定金額は誤りである。

本件審査請求は、休業補償給付並びに障害補償給付支給の平均賃金の不服の審査請求であり、障害等級については納得しており、不服はない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

給付基礎日額について、休業補償給付支給請求時に提出のあった平均賃金算定内訳のとおりであり、提出のあった給料支払明細書（写）、タイムカード（写）と照合を行ったが相違はなく、平均賃金は○円○銭であると認められることから、給付基礎日額を○円と取り扱った。

災害発生年月日は、平成○年○月○日で、賃金締め切りは、毎月20日であり、平均賃金算定期間は、○月○日から○月○日までである。

この間の総日数は○日、労働日数は○日、賃金総額は○円であり、平均賃金は○円○銭であり、給付基礎日額は、○円となる。

以上のことから、平均賃金については休業補償給付支給請求時に提出のあった資料により算定し「○円○銭」であると判断したものであり、請求人より提出のあった賃金関係の資料に記載のある賃金額や労働日については、休業補償給付請求時に当署あて提出のあった給料支払明細書（写）、タイムカード（写）の内容と相違があることから信憑性が乏しいものと思料する。

4 審査官の判断

(1) 給付基礎日額

請求人は、平成○年○月○日、機械を外に移動する時に、機械が傾きリフトと機械に挟まれ、本件傷病の負傷をしたことから、算定事由発生日は平成○年○月○日となる。

よって、給付基礎日額の算定期間は、同年○月○日から同年○月○日までの3か月間となる。

請求人と事業主の間で、経緯に食い違いはあるものの、最終的に、双方の話し合いの結果、事業主は、未払い賃金として、○円を支払っていることから、この3か月間の賃金総額の確定額は○円となる。

そうすると、この間の総日数は○日、労働日数は○日、賃金総額は○円であり、平均賃金は、○円○銭となり、給付基礎日額を、○円とすることが妥当と判断する。

(2) したがって、本件の給付基礎日額は、監督署長が算定した○円を上回ることが明らかであることから、平成○年○月○日付けで、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付及び障害補償給付を支給する旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。